

17 骨子案(山梨県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	<a href="#">障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第175号)</a>
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【地域活動支援センター】 従=従うべき基準、標=標準とする基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針 (第2条)	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
参	運営規程 (第3条)	
参	非常災害対策 (第4条)	
参	サービスの提供の記録 (第5条)	
参	記録の整備 (第6条)	
標	規模 (第7条)	
参	設備の基準 (第8条)	
従	職員の配置の基準 (第9条)	
従・参	従たる事業所を設置する場合における特例 (第9条の2)	
参	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 (第10条)	
参	生産活動 (第11条)	
従	工賃の支払 (第12条)	
参	定員の遵守 (第13条)	
参	衛生管理等 (第14条)	
従	秘密保持等 (第15条)	
参	苦情解決 (第16条)	
従	事故発生時の対応 (第17条)	